

第3章 災害応急対策

[速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画]

[迅速な災害情報の伝達・広報体制づくり]

第1節 防災気象情報の伝達

実施担当	関係機関
総務部	東北総合通信局 宮城県 仙台管区気象台 日本郵便（株）（佐沼郵便局） 東日本電信電話（株）宮城事業部 日本放送協会仙台放送局 日本赤十字社宮城県支部 東北放送（株）（株）仙台放送（株）宮城テレビ放送（株）東日本放送（株）エフエム仙台（株）登米コミュニティエフエム 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整え、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施する。

第2 防災気象情報等

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

なお、市が大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は直ちに公衆に周知させる措置をとらなければならない。

また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるように、5段階の警戒レベルまたは警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達できるよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

(1) 防災気象情報報及びその活用

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。		
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪 水 注 意 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物などに著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

種 類	発 表 基 準
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新されており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険が高まるかを面的に確認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発せられたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支流や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間用法等）を用いて常時10分ごとに更新している。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発せられた後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発せられたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。 また、大雨による災害発生危険性が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発せられる。 なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し分のみで宮城県気象情報が発表される場合がある。

応急

土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「宮城県東部」「宮城県西部」と天気予報と同じ区域で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（注1）特別警報・気象警報・注意報基準は下記一覧表別表1～5のとおり。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区气象台ホームページへ掲載する。

（注2）大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（注3）土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報

事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として、浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（注 4）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

（水防活動用）警報・注意報の一覧は別表 6 のとおり。

風水害等災害対策編

応急

(別表 1) 特別警報発表基準一覧表

令和 2 年 9 月 1 日現在

現象の 種 類	基 準		過去の対象事例
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和 2 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 86 人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者 107 人) 平成 30 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 245 人)
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5、000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者 3、000 人以上)
高 潮		高潮になると予想される場合	
波 浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(別表 2) 大雨警報基準

令和 2 年 8 月 6 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
登米・東部栗原	登米市	18	95
	栗原市東部	18	99

(別表 3) 洪水警報基準

令和 2 年 8 月 6 日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域＝14.8 旧迫川流域＝26.7 羽沢川流域＝9.1 恩田川流域＝6.6 大関川流域＝9.5 二股川流域＝17.4 岩之沢川流域＝4.1 黄牛川流域＝5 石貝川流域＝6.1 長沼川流域＝8.9 荒川流域＝18.1 夏川流域＝17.8 綱木川流域＝7.4	迫川流域＝ (7、32.2) 旧北上川流域＝ (7、5.9) 南沢川流域＝ (7、14.6) 羽沢川流域＝ (7、8.1) 二股川流域＝ (7、15.6) 岩之沢川流域＝ (7、3.6) 黄牛川流域＝ (7、4.5) 綱木川流域＝ (9、6.6)	北上川下流 (米谷・登米・柳津) 旧北上川 (和刈) 迫川 (若柳・佐沼)

(別表4) 大雨注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
登米・東部栗原	登米市	9	76
	栗原市東部	11	79

(別表5) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.8 旧迫川流域=21.3 羽沢川流域=7.2 恩田川流域=4.9 大関川流域=7.6 二股川流域=13.9 岩之沢川流域=3.2 黄牛川流域=4 石貝川流域=4.8 長沼川流域=7.1 荒川流域=10.9 夏川流域=11 綱木川流域=5.9	北上川流域=(5、54.8) 迫川流域=(5、26.5) 旧北上川流域=(5.5) 南沢川流域=(5、11.6) 旧迫川流域=(5、13.5) 羽沢川流域=(7、7.1) 恩田川流域=(5、4.9) 大関川流域=(5、6.6) 二股川流域=(5、13.1) 岩之沢川流域=(5、3.2) 黄牛川流域=(5、3.7) 石貝川流域=(5、3.9) 長沼川流域=(5、4) 荒川流域=(5、10.5) 夏川流域=(5、6.2) 綱木川流域=(7、4.7)	北上川下流(米谷・登米・柳津) 旧北上川(和渕) 迫川(若柳・佐沼)
	栗原市東部	萱刈川流域=6.3 小山田川流域=15.2 瀬峰川流域=7.6 荒川流域=9.2 三間堀川流域=2 夏川流域=7.5 熊川流域=5.7 二迫川流域=17.6 三迫川流域=15.2 金流川流域=7.6	迫川流域=(5、20.8) 小山田川流域=(5、11.2) 瀬峰川流域=(5、7.2) 荒川流域=(5、7.1) 三間堀川流域=(9、1.6) 夏川流域=(5、7.5) 熊川流域=(8、4.6) 二迫川流域=(8、14.1) 三迫川流域=(5、12.2) 金流川流域=(5、6.4)	迫川(留場・大林・若柳)

(別表6) 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

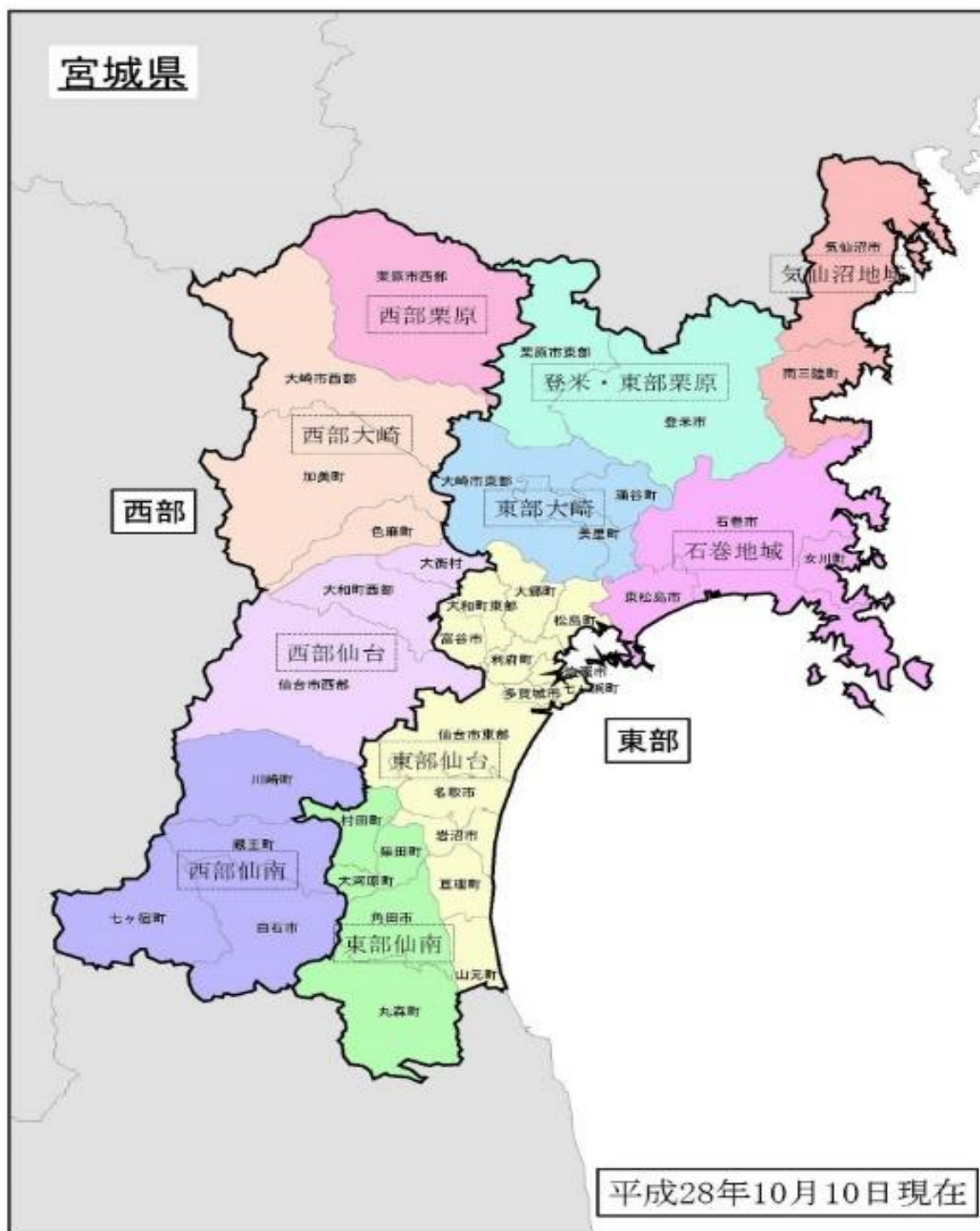
(2) 警報・注意報の細分区域

平成28年10月10日現在

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村をまと めた地域	二次細分区域 (含まれる市町村)
宮城県	東 部	登米・東部 栗原	登米市、栗原市東部 (栗原市西部の区域を除く)

□ 警報・注意報の細分区域(宮城県)

(平成28年10月10日から運用)



応急

- 2 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報
- 気象業務法第14条の2第2項、第3項及び水防法第10条第2項、第3項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、県があらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、警戒レベル2～5に相当する。
- 洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。
- また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）を発表する（国管理河川のみ）。

□ 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難発令判断の参考とする。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の再確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

3 消防法に基づく気象通報

（1）火災気象通報

仙台管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報する。また、知事は仙台管区気象台から前記の通報を受けたとき、直ちにその状況を本市に通報する。

通報の基準は概ね次のとおりとする。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準 (注) 基準の詳細は(別表2)警報・注意報発表基準一覧表を参照
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)
通報方法	・仙台管区気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

(2) 火災警報

市長は、上記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し、火災に関する警報を発することができる。

4 水防法に基づく洪水予報・水防警報

東部土木事務所登米地域事務所長は、水防法第10条の規定により、洪水の恐れがあると認められるときは、洪水予報を市長に通報する。

また、洪水により相当な損害を生じる恐れがあると認めた場合は、水防警報を市長に通報する。

市長は、洪水予報又は水防警報の通報を受けたときは、水防活動のため速やかに関係機関に通知するとともに、水防団(消防団)を出動させ又は出動の準備をさせる。

また、堤防等の決壊あるいはその恐れがある場合は、市長等は、速やかに東部土木事務所登米地域事務所長及び氾濫の恐れがある隣接水防管理者等に通報する。

応急

(1) 洪水予報・水防警報指定河川

指定者	河川名	区 域	指 定 種 別
国土交通大臣	北上川 (下 流)	岩手県境～海まで (旧北上川を除く)	洪水予報 (水防法第10条第2項) 水防警報 (水防法第16条第1項)
〃	旧北上川	左右岸：北上川分派点～海まで	洪水予報 (水防法第10条第2項) 水防警報 (水防法第16条第1項)
〃	二股川	左岸：東和町米谷字森合～北上川 合流点まで 右岸：東和町米谷字大沢～北上 川合流点まで	水防警報 (水防法第16条第1項)
宮 城 県 知 事	迫 川	左岸：三迫川合流点～旧北上川合 流点まで 右岸：栗原市留場橋～旧北上川合 流点まで	洪水予報 (水防法第11条第1項) 水防警報 (水防法第16条第1項)
〃	二股川	左右岸：東和町米川西上沢 芽倉 橋～鱒淵川合流点まで 左岸：鱒淵川合流点～東和町米谷 字森合まで 右岸：鱒淵川合流点～東和町米谷 字大沢まで	水防警報 (水防法第16条第1項)
〃	夏 川	左岸：中田町糖塚～迫川合流点ま で 右岸：石越町小谷地～迫川合流点 まで	〃
〃	旧迫川	左右岸：小山田川合流点～旧北上 川合流点まで	〃
〃	小山田川	左右岸：栗原市瀬峰東北本線～ 旧迫川合流点	〃
〃	瀬峰川	左右岸：栗原市瀬峰根川橋～小 山田川合流点まで	〃

(2) 洪水特別警戒水位への水位到達情報を通知及び周知する河川

指定者	河川名	区 域	備 考
国土交通大臣	二股川	左岸：東和町米谷字森合～北上川 合流点まで 右岸：東和町米谷字大沢～北上川 合流点まで	水位周知河川 (水防法第13条第1項)
宮 城 県 知 事	二股川	左右岸：東和町米川西上沢 芽倉 橋～鱒淵川合流点まで 左岸：鱒淵川合流点～東和町米谷 字森合まで 右岸：鱒淵川合流点～東和町米谷 字大沢まで	水位周知河川 (水防法第13条第2項)
〃	夏 川	左岸：中田町糖塚～迫川合流点ま で 右岸：石越町小谷地～迫川合流点 まで	〃
〃	旧迫川	左右岸：小山田川合流点～旧北上 川合流点まで	〃
〃	小山田川	左右岸：栗原市瀬峰東北本線～ 旧迫川合流点	〃
〃	瀬峰川	左右岸：栗原市瀬峰根川橋～小 山田川合流点まで	〃

第3 警報等の伝達・周知

(1) 警報等の伝達系統

気象庁及び仙台管区気象台が発表した警報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

(2) 警報等の受領及び伝達方法

ア 関係機関から通報される警報等は、勤務時間内は総務課職員が、休日は日直者、夜間については警備会社警備員が受領する。

イ 日直者又は警備員が受領した場合は、危機管理監及び総務課職員に連絡する。

ウ 危機管理監は、必要に応じて市各部局、各総合支所、関係機関及び一般住民に伝達・周知する。

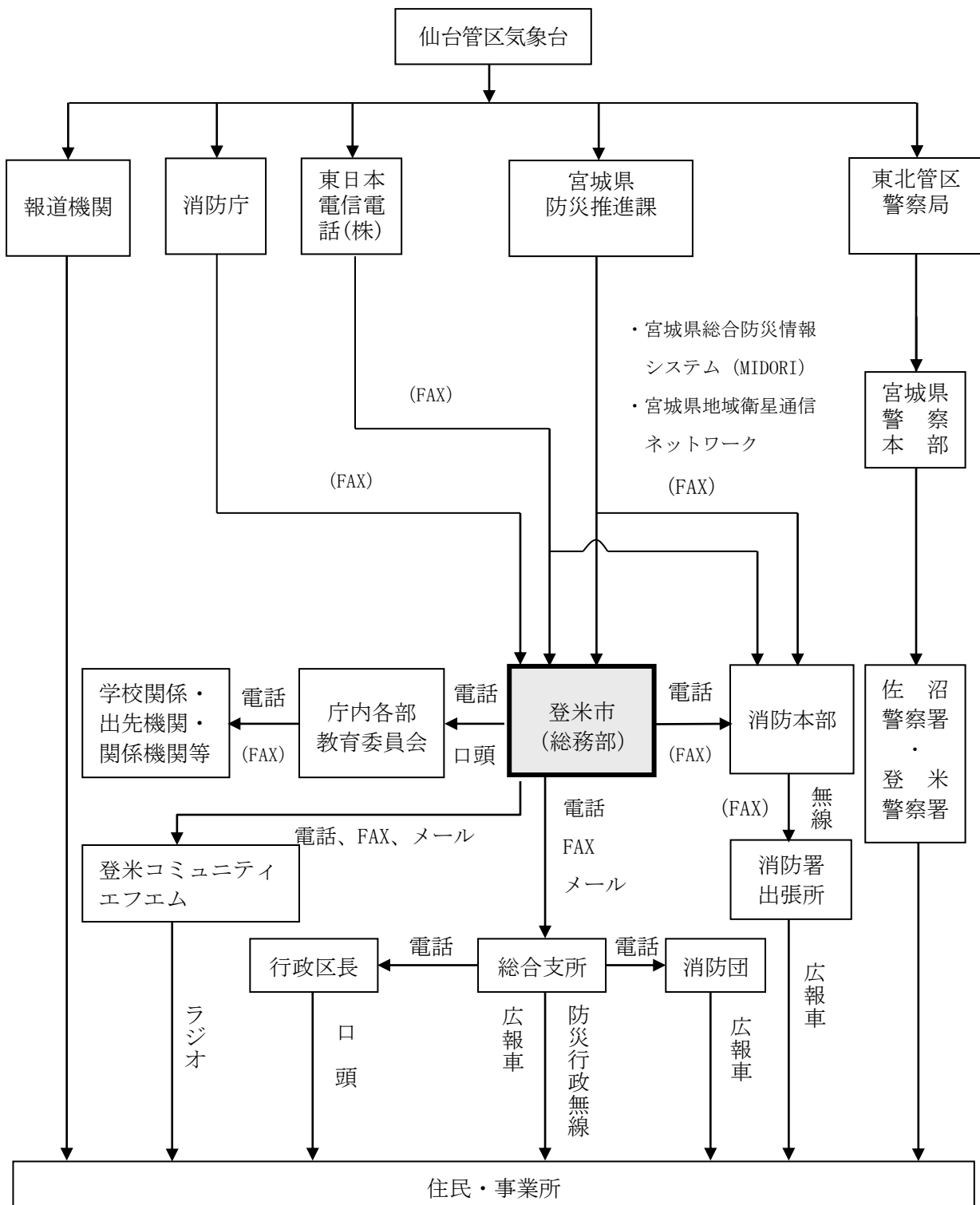
なお、市各部局、各総合支所、関係機関への伝達方法は、次のとおりとする。

伝達責任者	伝 達 先 等			伝達内容
	伝 達 先	伝 達 方 法		
		勤務時間内	勤務時間外	
危機管理監	市各部局	I P 電話 災害時優先携帯電話	本部連絡員 災害時優先携帯電話	特に必要と認める警報
	各総合支所 消防本部	I P 電話 災害時優先携帯電話 県防災FAX	災害時優先携帯電話	特に必要と認める警報
各総合支所長	消防団長 行政区長	電話	電話	特に必要と認める警報
教育委員会 教育部長	小・中学校・ 公民館・その 他の施設	電話、F A X	電話、F A X	特に必要と認める警報

(3) 市は、一般住民に対し、次の方法により周知する。

周知責任者	周知先	周知方法	周知内容
危機管理監	全市民	防災行政無線、広報車、 コミュニティFM	特に必要と認める注意報・警報
産業経済部長	全市民	防災行政無線、広報車、 コミュニティFM	霜、低温注意報

図1 仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統図



```

graph TD
    A[東北地方整備局] --> B[東北地方整備局  
北上川下流河川事務所]
    B --> C[関係出張所]
    B --> D[県水防本部  
(河川課)]
    D -- "必要に応じ" --> E[報道機関]
    D --> F[東部土木事務所登米地域事務所]
    F --> G[登米市]
    G --> H[消防本部]
    G --> I[雨量・水位観測所]
    G --> J[住民]
    G --> K[関係機関等]
    F --> L[県防災推進課]
    F --> M[県保健福祉総務課]
    F --> N[警察本部警備課]
    L --> O[関係機関]
    M --> P[関係機関]
    N --> Q[佐沼警察署  
登米警察署]
    Q --> R[交番・駐在所]
    E --> S(( ))
    style S fill:none,stroke:none
    S -.-> T[...]

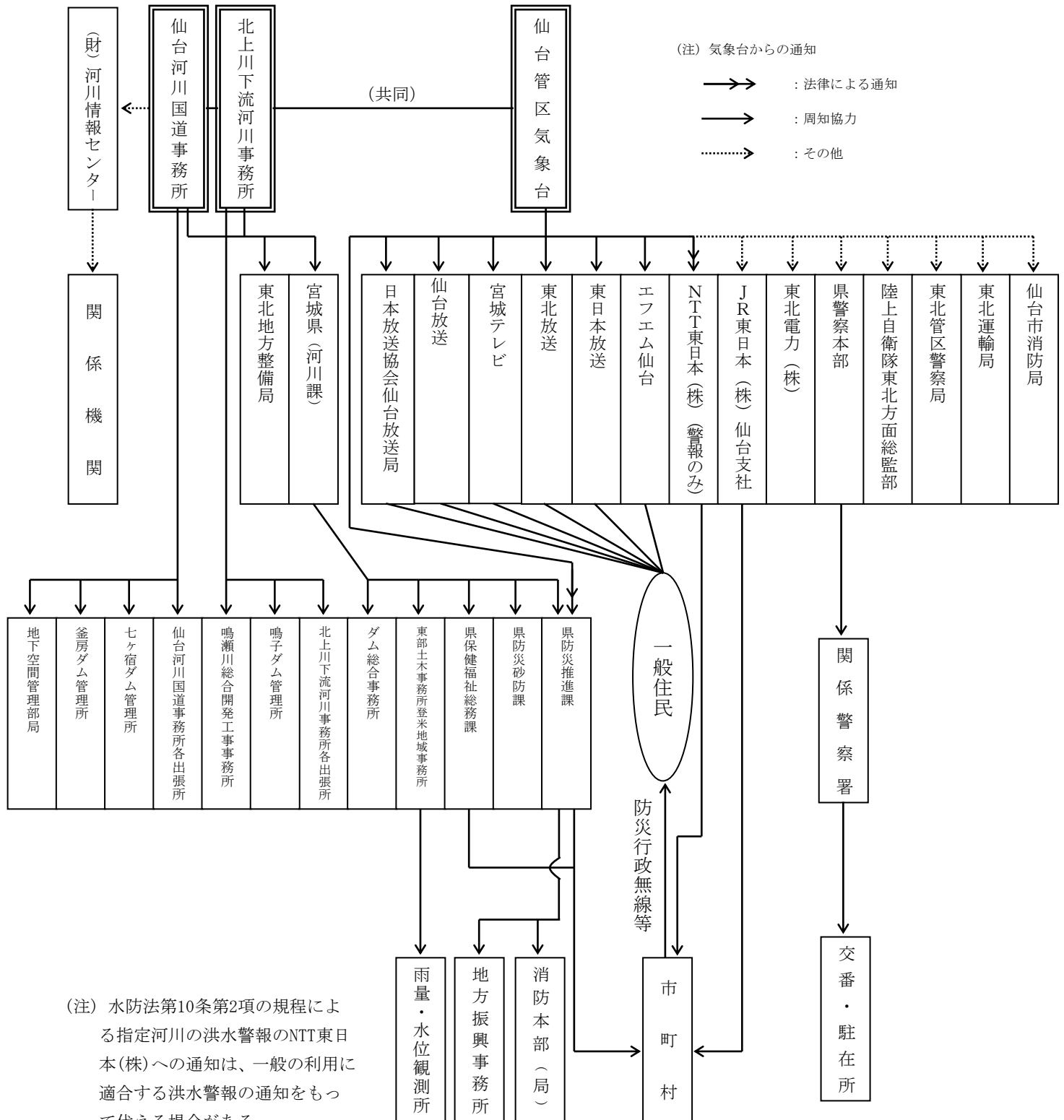
```

The diagram illustrates the organizational structure and communication flow for disaster response coordination in the Tone River basin. At the top level, the **東北地方整備局** (Tohoku Regional Development Bureau) and **東北地方整備局 北上川下流河川事務所** (Tohoku Regional Development Bureau, Tone River Lower Reach River Office) are connected. The **関係出張所** (Related Outpost) is also linked to the river office. Below the river office, the **東部土木事務所登米地域事務所** (Eastern Civil Engineering Office, Torii Region Office) is shown. This office has a bidirectional connection with the **県水防本部 (河川課)** (Prefectural Flood Defense Headquarters (River Section)) and a connection to the **登米市** (Torii City). The **登米市** is highlighted with a thick border and is connected to **住民** (Residents) via **防災行政無線等・広報車** (Disaster Prevention Administrative Radio, etc., Publicity Vehicle). The **登米市** also connects to **関係機関等** (Related Organizations, etc.) and **雨量・水位観測所** (Rainfall and Water Level Observation Station). The **消防本部** (Fire Department) is also connected to the **登米市**. The **県水防本部 (河川課)** is connected to the **報道機関** (Media) via **必要に応じ** (As needed). The **報道機関** is connected to a large triangle symbol, which represents a broadcast or dissemination point. The **県水防本部 (河川課)** also connects to the **県防災推進課** (Prefectural Disaster Prevention Promotion Section), **県保健福祉総務課** (Prefectural Health and Welfare General Affairs Section), and **警察本部警備課** (Police Department, Security Section). The **県防災推進課** connects to **関係機関** (Related Organizations). The **県保健福祉総務課** connects to **関係機関** (Related Organizations). The **警察本部警備課** connects to the **佐沼警察署 登米警察署** (Sano Police Station, Torii Police Station), which then connects to **交番・駐在所** (Police Box, Post Office).

```

graph TD
    A[東北地方整備局] <--> B[東北地方整備局  
北上川下流河川事務所]
    B --> C[関係出張所]
    B <--> D[東部土木事務所登米  
地域事務所]
    D <--> E[県水防本部  
(河川課)]
    D --> F[登米市]
    F -- "防災行政無線等・広報車" --> G[住民]
    F --> H[関係機関等]
    F --> I[雨量・水位観測所]
    F --> J[消防本部]
    E -- "必要に応じ" --> K[報道機関]
    K --> L[△]
    E --> M[県防災推進課]
    E --> N[県保健福祉総務課]
    E --> O[警察本部警備課]
    M --> P[関係機関]
    N --> Q[関係機関]
    O --> R[佐沼警察署  
登米警察署]
    R --> S[交番・駐在所]
  
```

図4 指定河川洪水予報伝達系統図



(注) 水防法第10条第2項の規程による指定河川の洪水警報のNTT東日本(株)への通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

(注) 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

第２節 防災活動体制

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第１ 目的

地震災害対策編 第３章 第１節の「第１ 目的」を準用する。

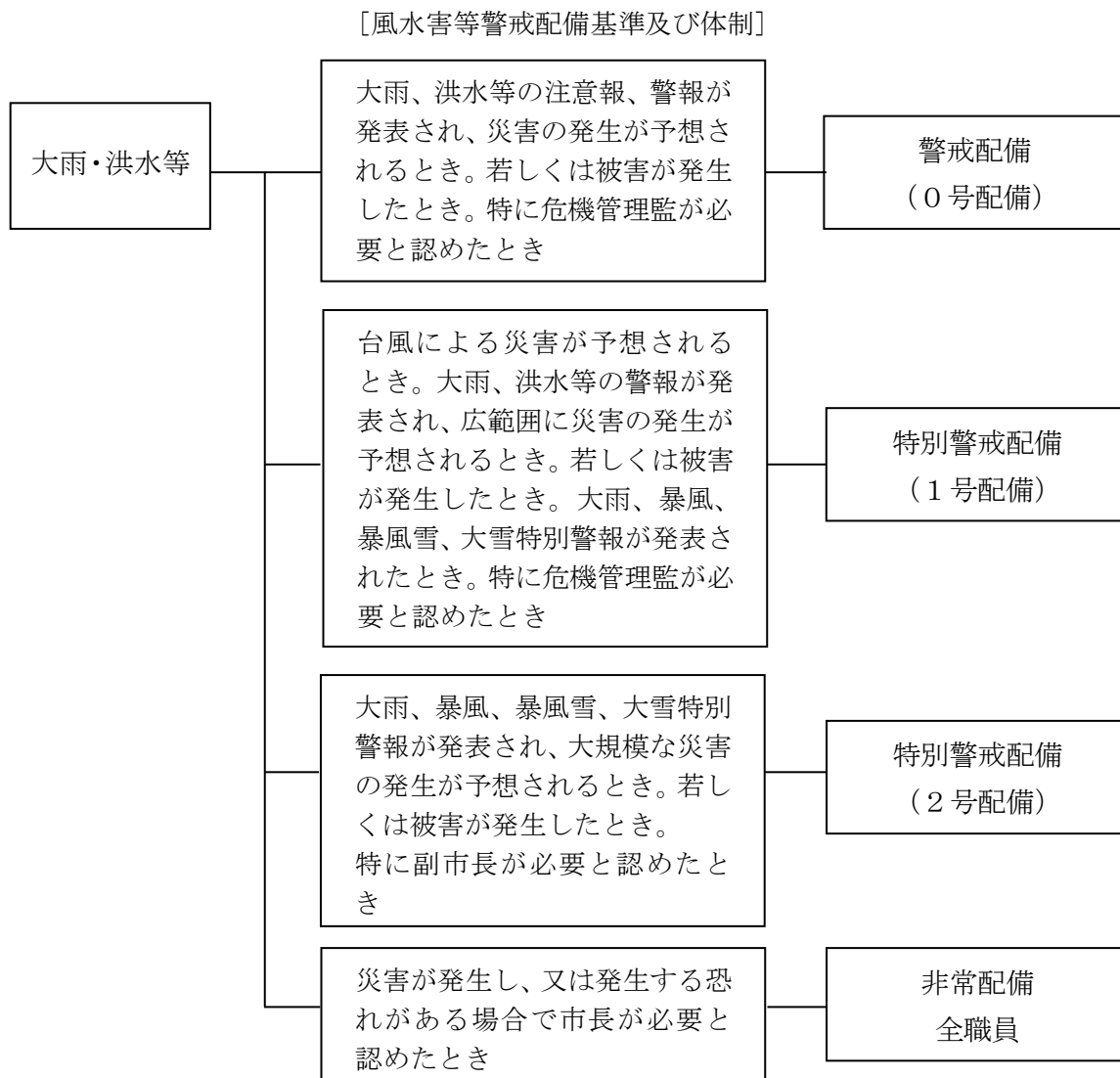
第２ 初動対応の基本的考え方

発災当初の 72 時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第３ 職員の配備・動員

１ 職員の配備・動員体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。



1-1 配備体制

区分		配備基準	配備内容
警戒配備	0号配備	1 登米・東部栗原地方に大雨、洪水等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。若しくは被害が発生したとき。 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	1 特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施できる体制とする。
特別警戒配備	1号配備	1 登米・東部栗原地方に大雨、大雪及び洪水等の警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき。 2 その他、特に危機管理監が必要と認めたとき。	1 関係部（局）の主管課長等及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施できる体制とする。
	2号配備	1 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。若しくは被害が発生したとき。 2 その他特に副市長が必要と認めたとき。	1 関係部（局）長及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施できる体制とする。
非常配備		1 市内で甚大な災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき。 2 その他特に市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。
		備	考
1 上記の基準のほか、市長が必要と認めた場合は、その程度に応じ各部、又は支所ごとに異なる体制を取ることができる。 2 勤務課所へ参集できない配備職員は、最寄りの機関へ参集し勤務課所と連絡を取る。 3 配備体制は、災害の態様等を勘案の上、部長、局長及び支部長が決定する。 4 避難所の開設が必要となった場合は、開設の準備及び運営に各部局から職員を配備する。また、各避難所への配置職員は常時3名以上を基準とする。 5 非常配備時、各支部に原則として支部町域在住者を各10名応援配備する。配備時間は原則48時間とするが状況により延長する。			

1-2 本部体制

区分	配置基準	機器の状況	本部支部体制
警戒本部	1 台風による災害が予想されるとき。 2 登米・東部栗原地方に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が発生したとき。 3 大雨、暴風、暴風雪及び大雪特別警報が発表されたとき。 4 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	1 市民生活又は市の事務に及ぼす影響が見込まれる。	【警戒本部】 ・本部長：危機管理監 ・副本部長：防災危機対策室長 指令課長 ※危機管理監が防災危機対策室長の職を兼ねる場合は、総務課長を副本部長の職に充てる。 【警戒支部】 ・支部長：支所長 ・副支部長：市民課長
特別警戒本部	1 大雨、暴風、暴風雪及び大雪特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。若しくは被害が発生したとき。 2 その他特に副市長が必要と認めたとき。	1 市民の生命、身体及び財産に大きな影響が見込まれる。	【特別警戒本部】 ・本部長：副市長 ・副本部長：総務部長 危機管理監 【特別警戒支部】 ・支部長：支所長 ・副支部長：市民課長
災害対策本部	1 市内で甚大な災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき。 2 その他特に市長が必要と認めたとき。	1 市民の生命、身体及び財産に甚大な影響が生じることが見込まれる。	【災害対策本部】 ・本部長：市長 ・副本部長：副市長 【災害対策支部】 ・支部長：支所長 ・副支部長：市民課長
備 考			
1 上記の基準のほか、市長が必要と認めた場合は、その程度に応じ各本部体制を取ることができる。 2 災害対策（支部）連絡会議は総務部、まちづくり推進部、市民生活部、産業経済部、建設部、福祉事務所、教育委員会教育部、医療局、上下水道部、消防本部、各総合支所で構成する。 3 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から支部に指示し伝達するものとする。			

(1) 各部等の体制

各部等の長は、気象情報等により災害の発生を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める動員配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講じる。併せて市長若しくは副市長等に対し、必要な指示の要請、その他状況の説明を行う。

(2) 警戒本部、特別警戒本部

登米・東部栗原地方に大雨警報等の気象警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したときは、1号配備体制を敷き、危機管理監が本部長の警戒本部を設置して災害対策を実施する。また、登米・東部栗原地方に大雨特別警報等の気象特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したときは、2号配備体制を敷き、副市長が本部長の特別警戒本部を設置して災害対策を実施する。

なお、各総合支所においても同様に警戒支部、特別警戒支部を設置して災害対策を実施する。警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 各部等の配備・動員計画

ア 各部等の長は、所管の部の非常（警戒）配備・動員計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対して、その旨の周知を図る。

イ 各部等の配備・動員計画は、配備の種別毎に、次の内容により作成する。

- ① 勤務時間外動員職員名簿
- ② 職員非常（警戒）配備体制報告書
- ③ 職員動員伝達系統表

ウ 各部等の長は、作成若しくは修正した計画を随時、危機管理監に報告する。

なお、危機管理監は、各部等の長から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

2 職員の配備・動員体制

(1) 配備動員の区分

各部の長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

ア 指定配備動員（自らの勤務場所に参集）

- ① 各部等の本部連絡員、情報連絡要員となる職員
- ② 応急対策上欠くことのできない、次の職務を担当する職員
 - a 本部会議事務局要員となる職員
 - b 各部等の庶務担当職員
 - c 各部等において業務の遂行上、必要な職員

イ 旧町域配備動員（勤務場所と異なり、あらかじめ指定した総合支所へ参集）

指定配備動員職員以外の職員で、総合支所における業務遂行上必要な応援要員として指定された職員

ウ 直近動員（勤務場所と異なり、直近の市施設へ参集）

- ① ア、イ以外で、自らの居住地に最も近い市施設及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指定された職員
- ② ア、イ以外で、所属する部局の出先機関等へ参集するよう指名された職員

（２）動員人数

非常（警戒）配備体制時における各部の動員人数の目安は、「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に示すとおりとする。

（３）警戒配備体制

ア 警戒配備体制の要員

総務部・まちづくり推進部・市民生活部・産業経済部・建設部・教育委員会・消防本部の部員のうちから、あらかじめ指名する部員をもって、警戒配備体制の要員とする。

要員となった職員は、総務部長又は各部連絡員からの出動指示連絡、又は配備相当の気象情報等を知ったときは、自動的に「参集指令」が発令されたものとして、自発的にあらかじめ決められた場所に参集する。

イ 警戒配備体制の任務

○ 市役所

※ 本庁舎にあつては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、本庁舎を決して「空」にしないこと。

ア 職員に対する動員指示の連絡

（必要に応じて、総務部長の指示により初動要員の増員を図る。）

イ 市防災行政無線、県防災行政無線の利用その他の方法による情報収集

ウ 参集途上の報告・地域内パトロール員の派遣、地区情報調査員その他の方法による情報収集

エ 県及び警察署・消防署その他防災関係機関との連絡

オ 災害対策本部開設の準備

カ その他、危機管理監の指示した事項

○ 総合支所

※ 総合支所にあつては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、総合支所を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線の利用、その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣その他の方法による情報収集

ウ 警戒支部、特別警戒支部開設の準備

エ その他、支所長の指示した事項

(4) 災害対策本部動員配備伝達方法

ア 勤務時間中における動員配備伝達方法

① 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理監は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達を行う。

② 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理監は本部連絡員により各部の長に職員動員の伝達をする。

イ 勤務時間外における動員配備伝達方法

夜間・休日等の勤務時間外において、災害等が発生したときは、概ね次のような手順により迅速かつ適切な初動体制の確立に努め、初期応急活動に万全を期する。

なお、迅速な初動体制を確立するため、各部の長は、担当職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるよう事前に体制を整えておく。

① 連絡方法

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部（課）の時間外伝達系統図により職員を招集する。職員の招集は原則として電話連絡とする。

② 本庁舎当直者のとるべき措置

a 本庁当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は総務課長に連絡する。

b 本庁当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは総務課長の指示に従い、情報の収受にあたる。

③ 総務課のとるべき措置

a 総務課長が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監へ連絡するとともに直ちに登庁し、災害情報の収受等の初期応急活動を行う。

b 危機管理監が災害情報を収受したときは、関係課員に連絡の上直ちに登庁し、関係課員を指揮して初期応急活動を行う。

ただし、内容により協議の必要を認めたときは市長に報告の上、登庁する。

c 危機管理監は、併せて警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを速やかに判断し、市長にその旨を要請する。

d 危機管理監が不在のときは、総務課長が諸措置をとる。

e 危機管理監は、気象等の状況により「警戒配備」の実施が必要であると認める場合は、総務部・まちづくり推進部・市民生活部・産業経済部・建設部・教育委員会・消防本部の職員のうちから所要人員をこれにあたらせる。

f 危機管理監は、気象等の状況により災害発生の恐れがないと認めた場合は、「警戒配備体制」を解く。

④ 職員参集の原則

市職員は、夜間・休日等の勤務時間外に災害情報を収受したときは、指令の有無に関わらず、動員配備基準相当の動員指令が自動的に発令されたものとして、あらかじめ指定された配備場所に、自己及び家族の安全を確保した後、参集する。

各警戒配備における連絡体制は以下のとおりとする。

(5) 非常時の措置

ア 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市施設（総合支所等）に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの市施設責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服、長靴を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

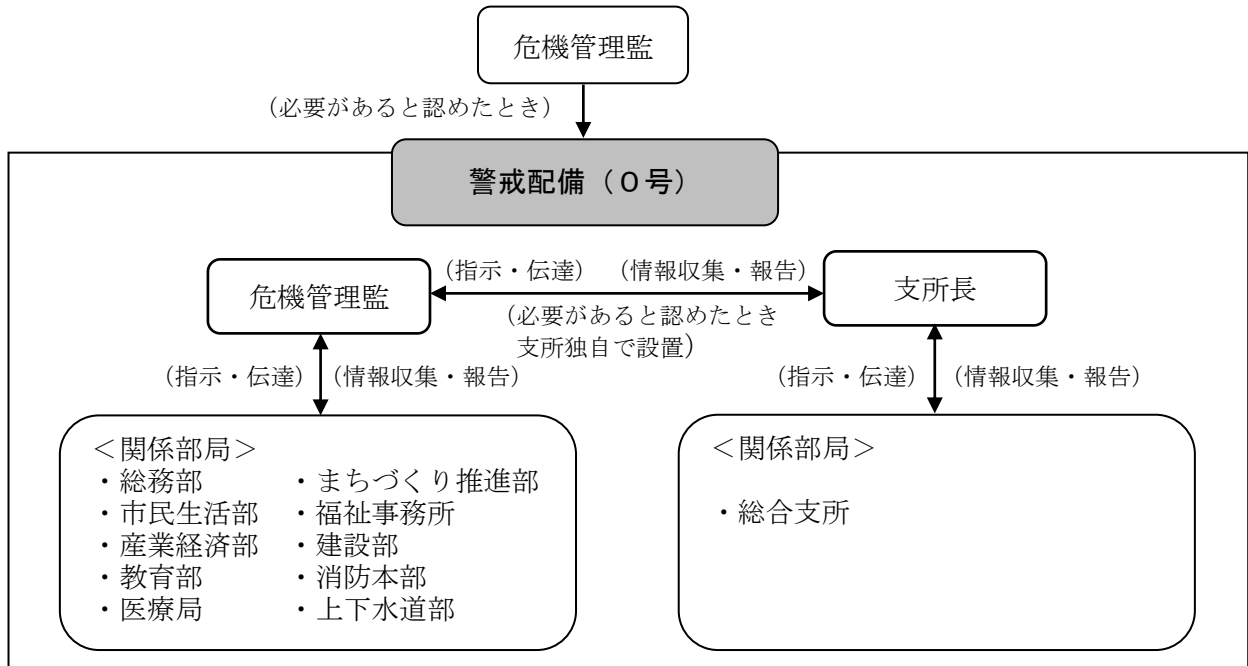
ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員参集状況の報告

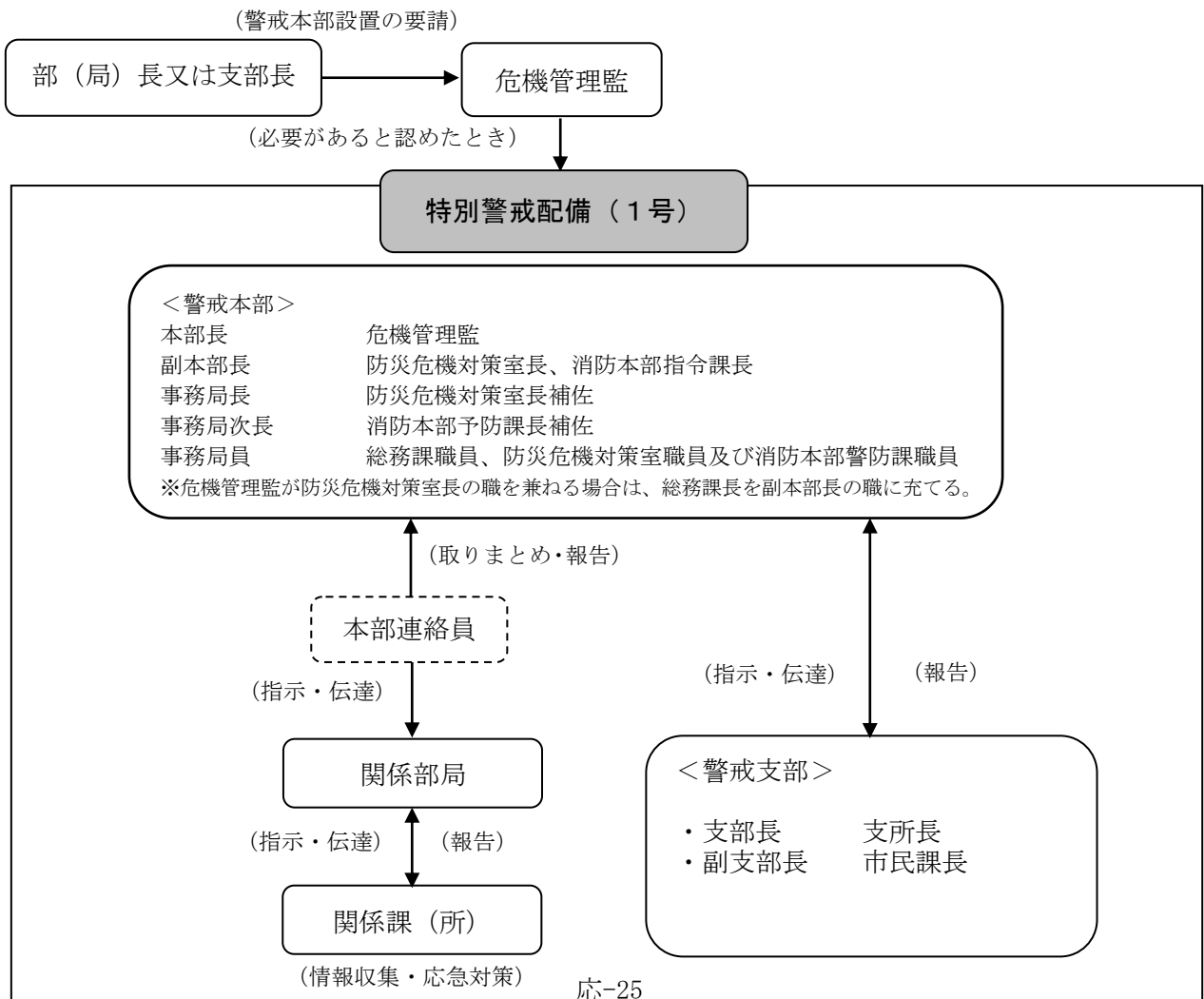
各課は、職員の参集状況を速やかに把握し所定の様式で所属部長等を通じて、人事課長に報告する。報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降、本部長が特に指示した場合を除き 1 時間毎とする。

人事課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

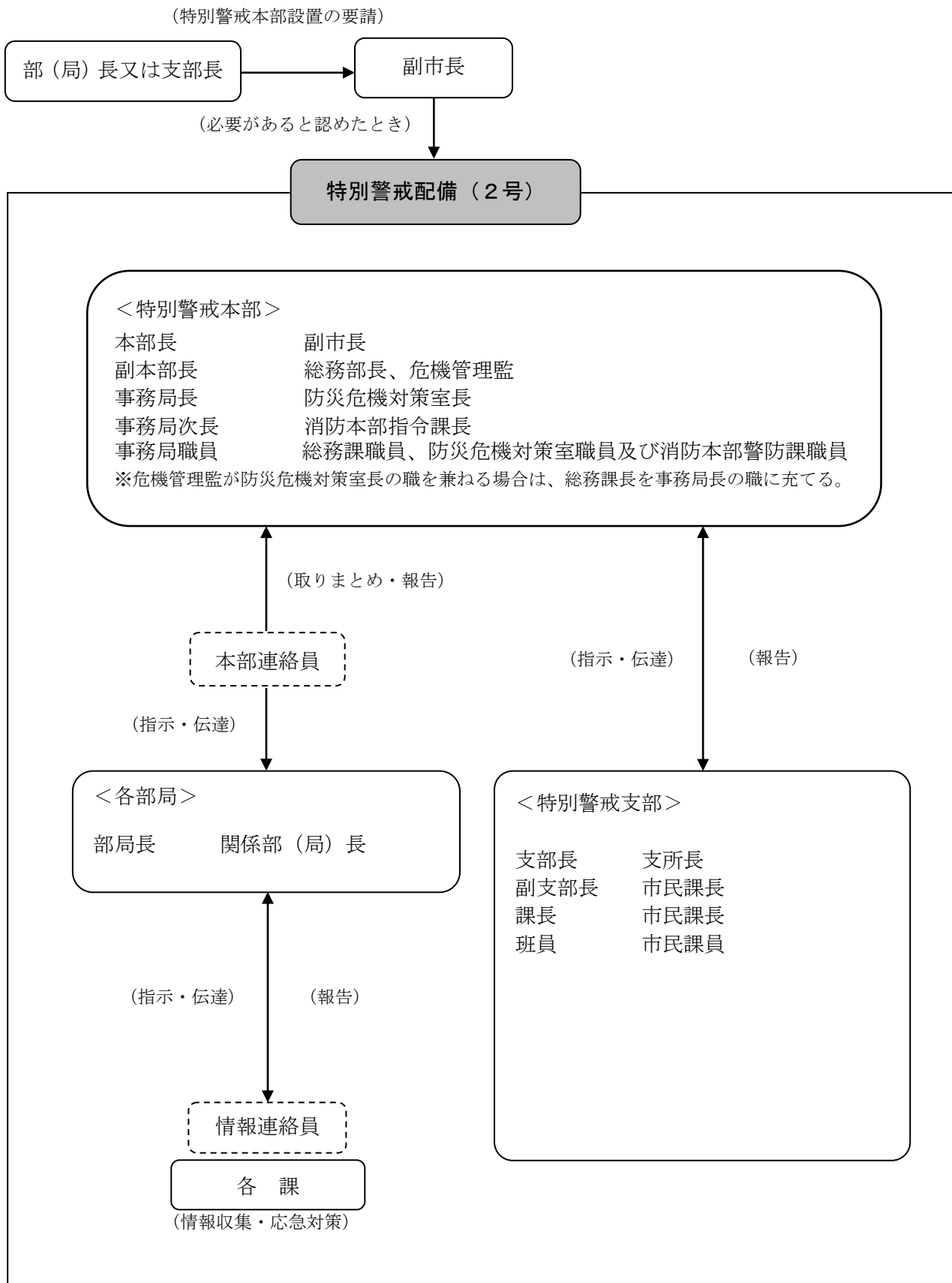
[登米市災害対策警戒配備（０号）連絡体制]



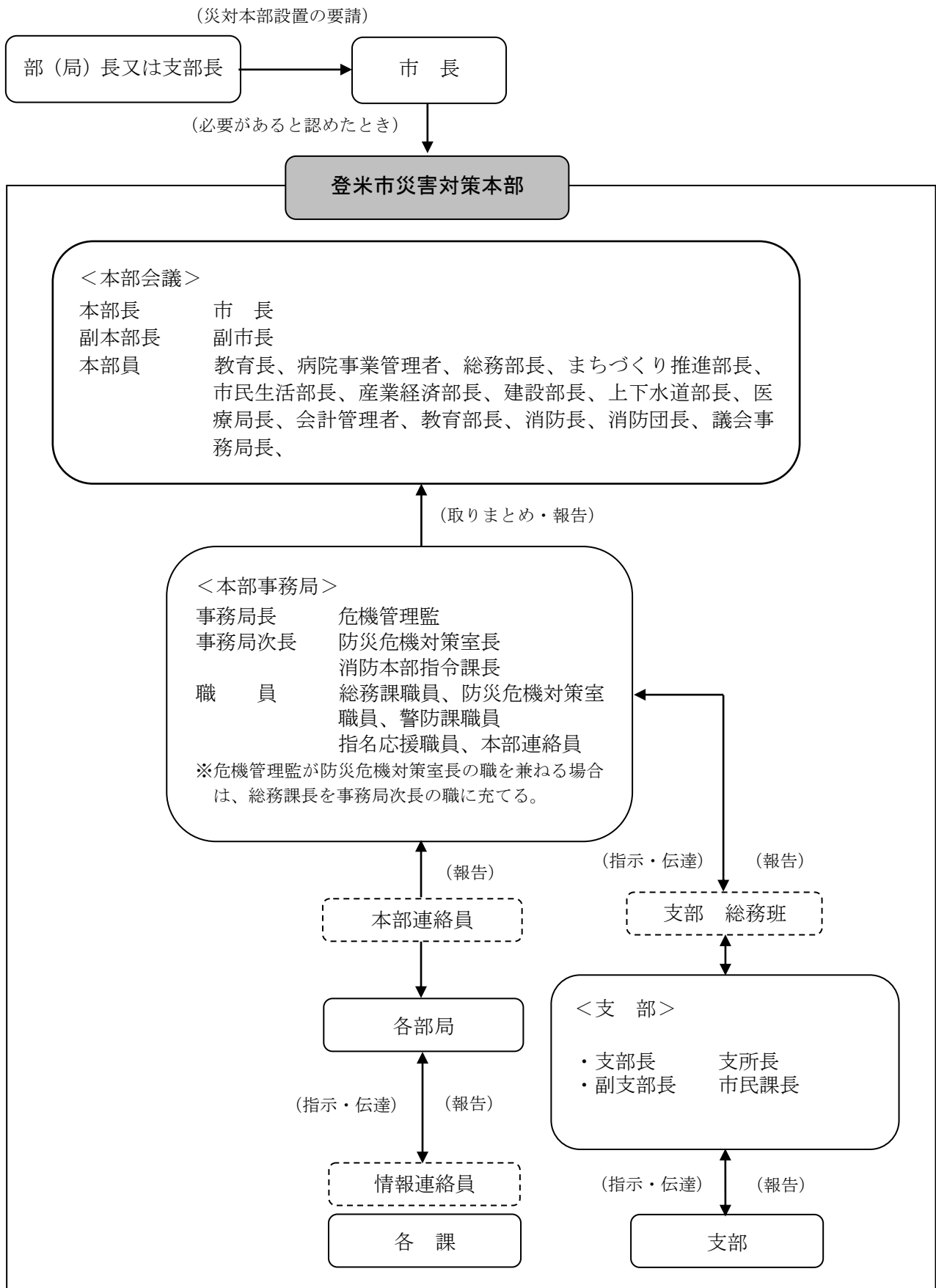
[登米市災害対策警戒配備（１号）連絡体制]



[登米市災害対策警戒配備（２号）連絡体制]

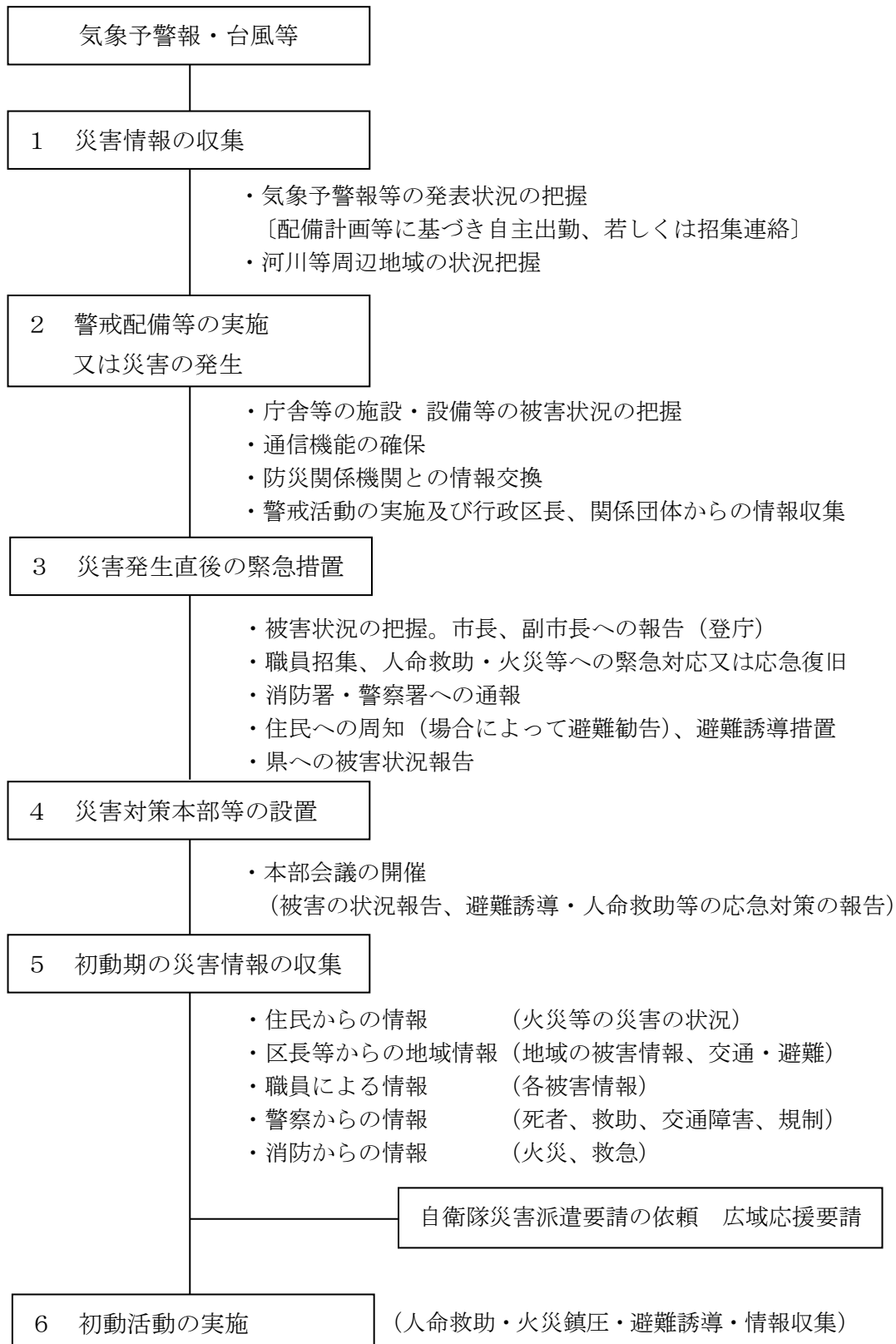


[登米市災害対策本部連絡体制]



[風水害等災害の初動活動の流れ]

勤務時間外に災害が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり。勤務時間内の場合もこれに準じる。



第4 災害対策本部

1 本部の設置基準

市長は、市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、登米市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その設置基準は、次のとおりとする。

- （1）登米市を含む地域に、気象業務法に基づく大雨、洪水等の注意報、又は警報が発せられた場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- （2）登米市を含む地域に、台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- （3）その他市長が本部を設置し総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき
例えば、次のような場合がある
 - ア 市役所その他公共機関等に大きな被害が報告されたとき
 - イ 市内に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき

又、市長(本部長)は局地災害の対応を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の掌握事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- （1）防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- （2）住民の不安を除くために必要な広報
- （3）消防、水防その他応急措置
- （4）被災者の救助、救護、その他の保護
- （5）施設、設備の応急復旧
- （6）防疫その他の保健衛生
- （7）避難指示等の発令
- （8）被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- （9）県災害対策本部への報告、要請
- （10）県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- （11）自主防災組織との連携及び指導
- （12）その他必要な災害応急対策の実施

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所（本部会議室：迫庁舎2階会議室）内とする。なお、迫庁舎が被災により使用不可能と判断される場合は、代替場所として次の場所に設置する。

- 第1代替場所　－　消防防災センター
- 第2代替場所　－　石越総合支所

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、総合的な応急対策を必要と認めたときは本部を設置する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

また、本部組織に基づく本部員に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。

なお、各総合支所においても同様に災害対策支部を設置し、応急対策を実施する。支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(2) 廃止の決定

本部及び支部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

5 設置又は廃止の通知

市長は、本部及び支部を設置又は廃止した場合は、直ちにその旨を次表のとおり通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
総務部、まちづくり推進部、市民生活部、産業経済部、建設部、教育部、上下水道部、医療局、各総合支所	総務部長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
福祉事務所、環境事業所、病院、出先機関	各所属部局長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
登米市消防本部	総務部長	防災行政無線、FAX 電話・口頭その他迅速な方法
消防団長		
市民	総務部長	防災行政無線、広報車、報道機関、口頭 その他迅速な方法
知事及び県支部	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク FAX、電話、口頭 その他迅速な方法
佐沼警察署長・登米警察署長		
その他市防災会議委員		
近隣市町村長	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	総務部長	FAX、電話、口頭

(2) その他

危機管理監は、災害対策本部が設置された場合は、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「登米市災害対策本部」の標示板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、市民の問い合わせに便宜を図る。

6 組織及び運営等

本部の組織及び運営については、登米市災害対策本部条例の定めるところにより資料編（資料 3 災害対策本部の組織及び運営等）のとおり行う。

第5 現地連絡所の設置

1 現地連絡所の設置

大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合は、災害発生直後から避難所開設期間中（災害発生直後から2週目までを目処とする。）、その都度本部長が指定する避難所に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、被災した市民の徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受付を行うなど、本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

2 現地連絡所の要員

現地連絡所の要員は、各該当施設職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもって充てるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

第6 消防機関等の活動

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等、所要の活動を行う。

洪水等による水害が発生した被災市の水防管理者（市長）は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。

1 登米市消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、災害対策本部及び佐沼警察署、登米警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、水防管理者（市長）の指揮下に入り、消防本部と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第8 県及び関係機関等との連携

1 県及び防災関係機関相互の連携

県は、大規模な災害が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」により、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

特に被害が甚大と思われる市町村については、必要と認めた場合に現地災害対策本部を設置することとなっているため、市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連絡を密にして、円滑な応急対策の推進を図るとともに、県から市災害対策本部等へ派遣される職員の受入れを行う。なお、受入先は、東部地方振興事務所登米地域事務所から市災害対策本部へ、東部保健福祉事務所登米地域事務所から市市民生活部とする。

さらに、さまざまな災害の様態に迅速かつ適切に対応するため、県をはじめ関係機関等とも積極的に連携をとるなど、情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合、県の指導のもと、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間での応援協定

市は、応援協定締結市町村に対し、必要に応じて応援要請及び応援活動を行う。

第3節 警戒活動

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部 消防団	東北地方整備局 宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

市及び防災関係機関は、雨量、河川の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第3 水防活動

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受信した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防本部は、出水時に迅速な水防活動を行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防警報上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び県警察に通知するとともに住民に周知する。
- 5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせて、洪水警報の危険度分布や溪流雨量指数の予測値も活用し、水位情報のおそれを把握する。
- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。
なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

7 水防組織

市長は、気象状況等により、洪水等の災害の発生する恐れがあり水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、本庁舎（迫庁舎内）に「登米市水防本部」を設置する。

水防本部の組織系統と事務分掌は、登米市水防計画に示すとおりとし、事務局を総務部に置く。
なお、登米市災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部組織に統合される。

※ 指定水防管理団体登米市水防計画書 （資料編 資料 45）

8 重要水防箇所

国（北上川下流河川事務所）及び県（東部土木事務所登米地域事務所）管理の重要水防箇所は次のとおりである。

※ 水害（洪水）危険区域 （資料編 資料 12）

9 水防機関の活動

(1) 水防配備体制

災害救助法の適用を受けるような大規模な災害が発生した場合には登米市災害対策本部要綱に基づき、災害対策本部が設置される。

また、災害救助法の適用に至らない場合でも、集中豪雨等による市内河川の氾濫や、低地での内水氾濫により比較的大規模な災害が発生した場合には登米市水防計画に基づき、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策活動を実施する。

ア 非常配備

水防本部長（市長）が消防団又は消防機関を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発令する。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報指定河川にあっては、知事からの警報の伝達を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

イ 職員の非常配備及び時期

事務分担する職員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、通常の勤務から水防作業態勢への切り換えを迅速かつ適切に行い、直ちに本部に参集し、水防本部長（市長）の指揮を受ける。

ウ 消防本部又は消防団に対する非常配備

待 機	消防本部又は消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく（待機の指令は、水防に関係のある気象の予警報が発せられたとき発令する）
準 備	消防本部又は消防団の団長及び支団長は、所定の詰所に集合するとともに、資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、水こう門、ひ門、ため池等重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため、一部団員を出動させる（準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する）
出 動	消防本部又は消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備に就く（出動の指令は、河川の水位がなお、上昇し、出動の必要を認めるとき発令する）

(2) 水防活動

ア 水防本部長（市長）は、消防団の活動を必要とする場合は、消防団長にその旨を通知する。通知を受けた消防団長は、各支団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。

イ 巡視、警戒及び防ぎょ

関係各分団は、配備体制が指令されたときは、河川等を必要に応じ巡視、警戒、又は防ぎょするとともに、その状況を総務部に集約し、水防本部長（市長）へ報告する。

また、水防本部に招集された市関係課職員は直ちに水防用資材器具の点検、水門、ポンプ場等の点検並びに整備を行い、その結果を水防本部長（市長）へ報告する。

ウ 避難、救出活動

登米市水防計画書の定めるところにより行う。

エ 協力応援

水害発生時、又はその恐れのあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。

また、水防のため必要があると認めるときは、佐沼警察署及び登米警察署の援助並びに自衛隊の部隊派遣を知事に依頼する。

オ 水防報告

① 緊急報告

水防本部長(市長)は、次の場合は速やかに東部土木事務所登米地域事務所を通じて、県に報告する。

- a 水防本部を設置したとき
- b 他の水防管理者に応援を要請したとき
- c 破堤、氾濫したとき
- d その他必要と認める事態が生じたとき

② 水防活動報告

水防本部長(市長)は、各種水防活動が終結したときは、遅滞なく、所定の事項につき、東部土木事務所登米地域事務所長を経由して知事に報告する。

(3) 県の体制及び活動内容

県の本庁の土木部関係各課員(河川課等)及び土木部の各地方機関は、仙台管区气象台から、大雨、洪水等の警報が発表されたときは、速やかに各警戒配備要領・水防計画に基づき、水防本部事務局(土木部)の指令により水防準備体制に入ることとなっている。

さらに、事態の推移に応じた水防配備体制をとり、水防活動に万全を期することとなっている。

第4 土砂災害警戒活動

1 警戒体制及び巡視

(1) 土砂災害危険箇所の現況

市内には、土砂災害危険箇所が全町域に存在する。詳細については資料編を参照。

※ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧(資料編 資料13)

※ 山地災害危険地区一覧(資料編 資料13-1)

(2) 警戒体制

ア 警戒体制をとるべき時期

市長は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行なうとともに、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、次の項目に該当した場合に警戒体制に就き、住民に対し避難情報の必要な措置を講じる。

- ① 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、市長が必要と認めたとき
- ② 気象予警報の発表により警戒が必要であると市長が認めたとき

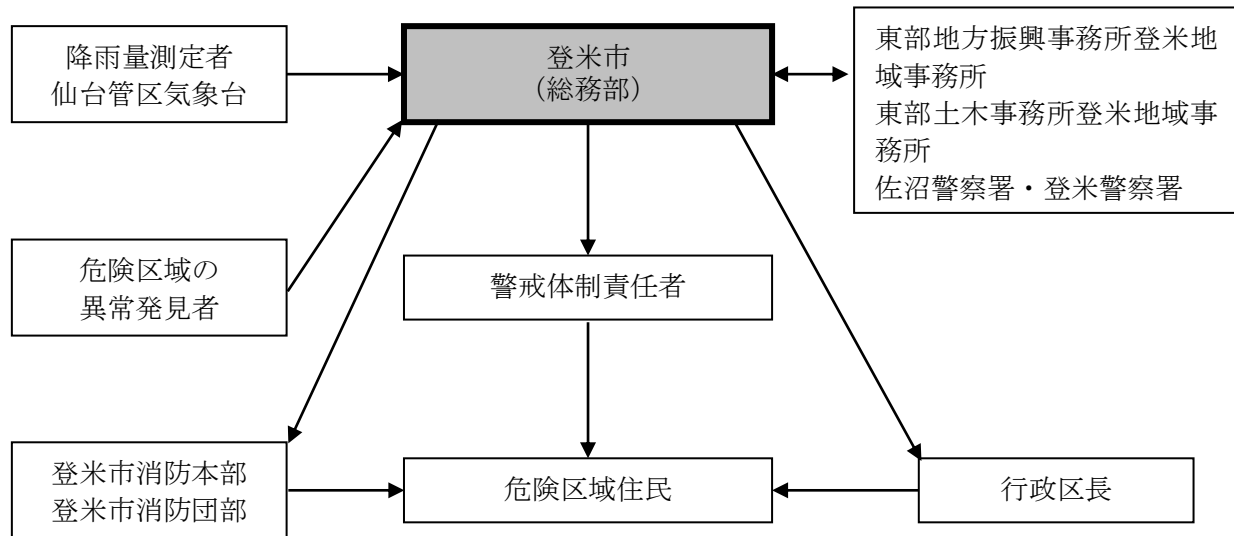
③ 次に掲げる基準雨量と地域の特性を考慮して、市長が必要と認めたとき

区分 項目	基準雨量等			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が100mm 以上あった場合	前日までの連続降雨量が40mm～100mm の場合	前日までの連続降雨量が10mm 未満、若しくは降雨量がない場合	
第 1 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を越えたとき	当日の日雨量が 80mm を越えたとき	当日の日雨量が 100mm を越えたとき	1 危険区域の警戒・巡視 2 周辺住民に対する広報 3 その他必要な措置
	連続降雨量 200mm 以上のとき			
第 2 警戒体制	当日の日雨量が 50mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100mm を越え、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき	1 危険区域周辺住民等に対して避難準備の広報 2 必要に応じて予想される災害及びとるべき措置についての警告、事前措置等の広報 3 避難の指示・勧告 4 その他必要な応急措置
	連続降雨量 200mm 以上で、時間雨量 10mm 程度の雨が降り始めたとき			

イ 気象予警報及び情報の収集伝達

- ① 仙台管区気象台の発表する気象予警報等の収集伝達は、本章第1節の伝達計画により行うが、危険区域の雨量等は、次により収集伝達する。

[危険区域の伝達系統図]



② 関係機関への伝達責任者及び伝達先

伝達責任者	伝達先	方 法	
		電話番号	(県) 防災無線番号
総務部長	東部地方振興事務所登米地域事務所	0220 (22) 6128	7 (254) 6128
	佐沼警察署	0220 (22) 2121	
	登米警察署	0220 (52) 2121	
	登米市消防本部	0220 (22) 0119	7 (627) 6128
	登米市消防団	0220 (22) 0119	
建設部長	東部土木事務所登米地域事務所	0220 (22) 7533	7 (254) 7534
産業経済部長	東部地方振興事務所登米地域事務所	0220 (22) 5169	7 (254) 5169

③ 危険区域住民への伝達方法

危険区域の住民等への伝達方法は、防災行政無線、電話、広報車によるほか緊急を要する場合は、サイレン、警鐘等も活用する。

ウ 降雨量の測定

登米市の気象観測担当者は、次により雨量を測定し、総務部長及び市長（本部長）に報告する。

総務部長は必要に応じて、県及び气象台等の雨量情報を、県総合防災情報システム等により把握しておく。

- ① 气象台から大雨注意報が発表されたとき、又は市長が特に必要と認め指示したときに雨量観測を開始する。
- ② 測定及び情報の収集は、警戒体制に入ってから、10～30 分間隔とする。

(3) 非常警戒巡視

ア 市長は、気象予警報が発表され、災害発生の恐れがあると認めた場合は、次に挙げる事項について消防団員等による危険区域の非常警戒巡視を実施するとともに、交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

- ① 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂等の有無、竹木等の倒壊、建築物等の損壊等の状況及び住民・滞在者の数
- ② その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項上記①の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は危険箇所に異常を発見した場合は、直ちに建設部、佐沼警察署・登米警察署、消防本部のいずれかに通報する。

イ 非常警戒巡視責任者（消防団員）は、危険箇所のある地区を担当する各分団長とする。

(4) 応急工事

危険箇所等に異常が発見され土砂災害発生の恐れがある場合には、防止対策として、応急工事を実施する。

地表水の排除、のり面等の保護、土留め施設等の応急工事、材料等の調達については、建設部において応援協定に基づき、宮城県建設業協会登米支部に依頼し、実施する。

※ 水防資機材一覧（資料編 資料 25）

2 広報及び避難体制

(1) 広報体制

総務部長は、広報体制を確立し、危険区域内の住民等に対する避難準備等の広報活動を行う。なお、強風が予想される場合についても、瓦・看板類の落下物に対する市民の注意を喚起するために必要な広報活動を行う。

(2) 避難体制

ア 避難の指示等

がけ崩れ等の土砂災害が発生する恐れがある場合は、市長（本部長）は概ね次の基準により、避難のための立ち退きを指示する。

① 高齢者避難等

大雨等の警報等により災害の発生が予想され、事前に避難の準備が必要であると認められる場合において、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

② 避難の指示

高齢者等避難時より状況が悪化し、又はがけ崩れ等の災害の危険が切迫し、住民を安全な場所に避難させる必要があると認められる場合において、指示する。

避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令することを基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、あらかじめ避難指示の発令単位として設定し

た地域内の土砂災害警戒区域全てに避難指示を発令する。

③ 避難所の開設

市民生活部長は、市長（本部長）が避難の指示を行った場合に避難所を開設する。

イ 避難の誘導

避難の指示を行ったときは、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものを排除するとともに、市職員、消防団員、自主防災組織等の誘導責任者及び誘導員により人命の安全を最優先し、要配慮者に配慮するなど、状況に応じた適切な誘導を実施する。

ウ 関係機関相互の通知連絡

避難の指示を行ったときは、総務部長が関係機関に通知、連絡する。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

※具体的活動は本章第 15 節及び第 27 節参照

第4節 避難活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育部 消防本部 消防団	宮城県 防災関係機関 陸上自衛隊（第22即応機動連隊） 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等）

（1）リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

イ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等へ浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

（2）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※ 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2 高齢者等避難

- 市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

応急

2 土砂災害

平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の風水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難開始することと呼びかける。

3 夜間に備えた対応

前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第3 避難の指示等

災害時において、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、市長は、住民に対して速やかに避難のための立退きを指示する。

また、市長は、災害時において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を行う者

- ア 市長（災害対策基本法第 60 条）
- イ 警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ウ 水防管理者（市町村長（水防法第 29 条））
- エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第 49 条））

(2) 警戒区域の設定権者

- ア 市長（災害対策基本法第 63 条）
- イ 警察官（災害対策基本法第 63 条）
- ウ 水防団又は消防関係機関に属する者（水防法第 21 条）
- エ 消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条、36 条）
- オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条））

2 市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示を発令する。また、避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、市長は緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象区域、判断時期等について助言する。

4 洪水等に係る指示

地震災害対策編 第3章 第12の「4 洪水等に係る指示」を準用する。

5 警察の役割

地震災害対策編 第3章 第12の「5 警察官の役割」を準用する。

6 自衛隊の役割

地震災害対策編 第3章 第12の「6 自衛隊の役割」を準用する。

第4 避難指示等の内容及び周知

地震災害対策編 第3章の「第3 避難の指示等の内容及び周知」を準用する。

第5 避難誘導

- 1 住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織等は、各行政区又は集落の単位ごとの集団避難に心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難場所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

- 2 市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸間の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第6 避難所の開設及び運営

地震災害対策編 第3章 第12節の「第5 避難所の開設及び運営」を準用する。

第7 避難情報の発令等による広域避難

地震災害対策編 第3章 第12節の「第6 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第8 避難長期化への対処

地震災害対策編 第3章 第12節の「第7 避難長期化への対処」を準用する。

第9 帰宅困難者対策

地震災害対策編 第3章 第12節の「第8 帰宅困難者対策」を準用する。

第10 孤立集落の安否確認対策

地震災害対策編 第3章 第12節の「第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第 11 広域避難者への支援

地震災害対策編 第 3 章 第 12 節の「第 10 広域避難者への支援」を準用する。

第 12 在宅避難者への支援

地震災害対策編 第 3 章 第 12 節の「第 11 在宅避難者への支援」を準用する。

第5節 情報の収集・伝達

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第3章 第2節の「第1 目的」を準用する。

第2 災害情報収集・伝達体制

地震災害対策編 第3章 第2節の「第5 災害情報収集・伝達」を準用する。

第3 異常現象を発見した場合の通報

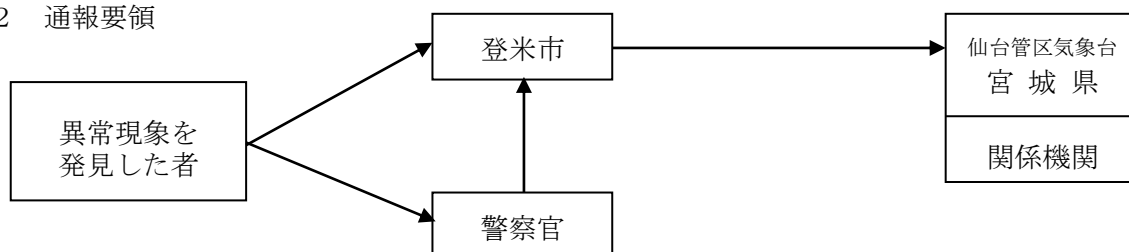
災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは直ちに総務部へ伝達する。

危機管理監は、受領した事項について東部土木事務所登米地域事務所、県復興・危機管理総務課、仙台管区气象台その他関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は例えば次のようなものが想定される。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項：異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項：異常湧水、洪水
- (3) その他、災害が発生する恐れがある現象

2 通報要領



第4 水防警報等

1 観測通報

(1) 雨量の情報

ア 気象状況により相当の降雨があるものと認めたとき、総務部長は消防本部と密接な連絡をとり、常に適切な水防情報の把握に努める。

イ 総務部長は、「宮城県土木部総合情報システム河川流域情報」より市内河川各地の雨量状況資料を収集する。この他河川情報センターの端末機を利用して広域的な雨量情報の把握に努める。

ウ 総務部長は、雨量、水位、潮位等の状況を知るため、県内に施設されている仙台管区气象台、日本気象協会及び市等の観測資料を利用して水防活動の参考にする。

エ 河川情報センターからの情報の収集・伝達

① 実施担当者

応急対策を実施するために必要とする河川・流域総合情報の収集・伝達については、総務部が担当する。

総務部長は、その必要があると認める場合は、河川情報センター端末による雨量・水位その他河川・流域に関する情報を、市長、副市長及び消防長に報告するとともに関係各部長に連絡する。

(2) 水位の通報

ア 登米市災害対策本部（水防本部）は、気象状況により出水の恐れがあると察知したときは、その後の水位変動を監視し、指定水位に達した時より次の各項により逐次東部土木事務所登米地域事務所を経由して、N T T加入電話、宮城県防災行政無線にて宮城県水防本部に報告しなければならない。

① 水位の観測施設の報告事項

- a 所属
- b 自記・普通の別
- c 位置、位置図（1/50、000 図使用）
- d 見取図（1/1、000 程度）、付近 1 km 程度の縦断図（1/1、000）、横断図（1/200）
- e 零点の基準面よりの高さ及び採用基準面
- f 計画高水位、既往最高水位、警戒水位、通報水位
- g 堤防天端高、河床高、堤防内地盤高
- h 観測通報者の住所、氏名、連絡電話番号等
- i 潮位についてはこのほか、風向、風速、波高、波力の概要

② 報告とその間隔

- a 指定水位に達したときよりこの水位に下がるまでの間時間毎
- b 警戒水位に達したとき
- c 特別警戒水位に達したとき
- d 最高水位とそれに達したとき
- e 警戒水位に下がったとき
- f 通報水位に下がったとき

なお河川情報センターの端末機を利用して国道交通省の水位情報を得ることができる。

(備考)

- I 指定水位とは、水防団が出動するについての警報、準備等の基準となる水位で指定水位になったら東部土木事務所登米地域事務所及び県水防本部（河川課）へ通報する水位である。
- II 警戒水位とは、消防団が出動するについての基準となる水位で、これ以上に増水すると氾濫又は河川構造物に被害をあたえる恐れがあるから水防活動を開始せよという水位で、通報水位と同様に水防関係機関へ連絡する水位である。

イ 総務部及び消防本部は、水位変動を東部土木事務所登米地域事務所及び「市町向け「川の防災情報」」の水位情報を活用しながら監視する。

通報については配備に就きしだい時間毎に、逐次水防対策本部に報告する。

なお水防本部が設置された後は、各部において水位等の現地観測を行い、時間毎及び必要に応じて逐次報告する。

また、県等の排水機場においても水位等の観測データが得られるので、これらのデータも利用する。

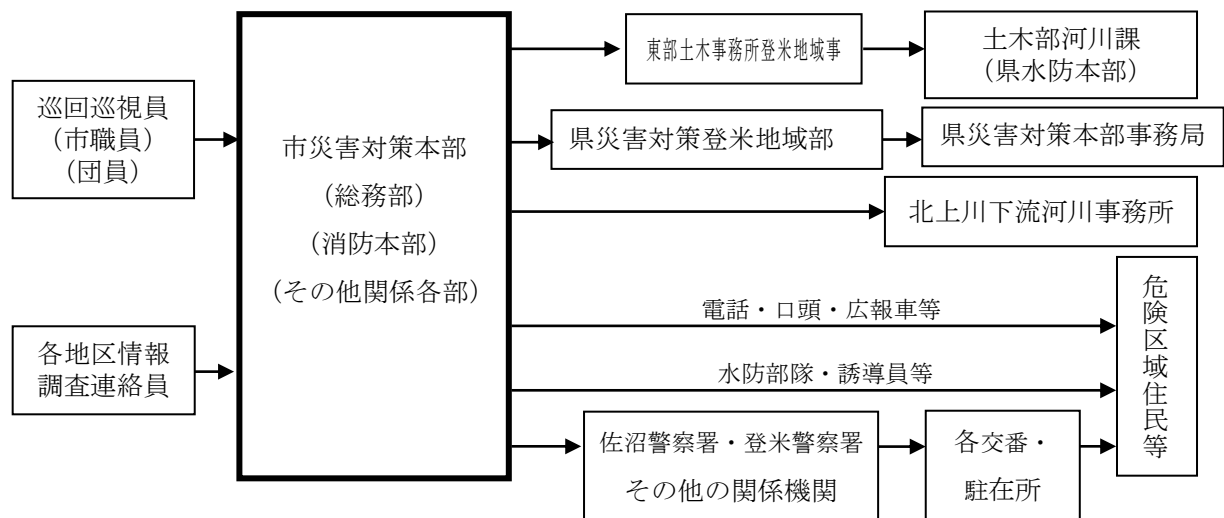
第5 災害危険箇所等の情報

災害危険箇所等としては、堤防に関わる重要水防箇所及び土砂災害危険箇所等がある。

1 堤防に関する情報

堤防に関する情報の収集は、総務部長が消防長その他関係各部長・防災関係機関及びその他の協力団体等と連携、協力して行う。なお、堤防に関する情報の通報系統、危険箇所の一覧は、以下のとおりである。

(1) 通報系統



(2) 情報を収集すべき危険箇所

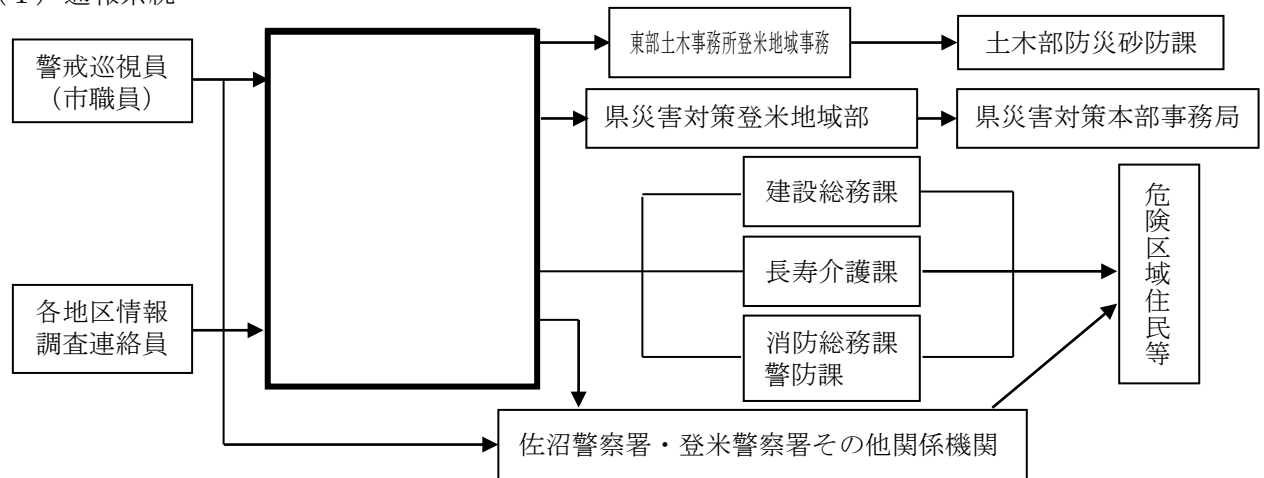
※ 河川（重要水防区域）（資料編 資料 12-1）

※ 農業用ため池（防災重点ため池）（資料編 資料 12-2）

2 土砂災害危険箇所等の情報

土砂災害危険箇所等の情報の収集は、総務部長が関係各部長・防災関係機関及びその他協力団体等と連携・協力して行う。なお、情報の通報系統は、以下のとおりである。

(1) 通報系統



(2) 情報を収集すべき危険箇所

- ※ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧（資料編 資料 13）
- ※ 山地災害危険地区一覧（資料編 資料 13-1）

第6節 通信・放送施設の確保

実施担当	関係機関
総務部	東北総合通信局 宮城県 仙台管区气象台 日本郵便（株） NTT東日本（株）宮城事業部 日本放送協会仙台放送局 日本赤十字社宮城県支部 東北放送（株） （株）仙台放送 （株）宮城テレビ放送 （株）東日本放送 （株）エフエム仙台 （株）登米コミュニティエフエム 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市、県及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

第2 県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確保するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

第3 市防災行政無線施設

1 市防災行政無線施設等

市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段の確保に努める。

2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに施設の応急復旧を行う。

3 避難場所となった施設等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに、他機関及び市町村との通信手段を確保する。

第4 消防無線通信施設

消防本部は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第5 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、それぞれの特性を考慮

応急

し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連絡をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア 一般加入電話・・・災害時に途絶やふくそうがある。

イ 災害時優先電話・・・防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信制限がかけられていても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

ウ 災害時優先携帯電話・・・防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

エ 携帯電話（スマートフォン）・・・固定電話とは別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。

オ 衛星携帯電話・・・衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。

カ 地球衛星通信ネットワーク・・・全国の自治体、消防本部、部再関係機関を結ぶ衛星通信回線である。

キ 消防用回線（防災無線）・・・各消防機関が使用している回線で、主運用波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。

ク 防災相互波・・・本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。

ケ M C A無線システム・・・（財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。

災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

コ 非常通信・・・県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

サ インターネット・・・データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の適用ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

シ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言版（web171）・・・災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言版（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・N T T東日本公式ホームページ等で知らせる。

ス 災害用伝言板・・・大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に主要する場合は除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人

用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第7節 災害広報活動

地震災害対策編 第3章の「第3節 災害広報活動」を準用する。

[適切な助け合いの体制づくり]

第8節 災害救助法の適用

地震災害対策編 第3章の「第4節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

地震災害対策編 第3章の「第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第10節 相談活動

地震災害対策編 第3章の「第15節 相談活動」を準用する。

第11節 相互応援活動

地震災害対策編 第3章の「第11節 相互応援活動」を準用する。

第12節 自衛隊の災害派遣

地震災害対策編 第3章の「第12節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

[迅速で確実な救護体制づくり]

第13節 救急・救助活動

地震災害対策編 第3章の「第13節 救急・救助活動」を準用する。

第14節 医療救護活動

地震災害対策編 第3章の「第6節 医療救護活動」を準用する。

第15節 交通・輸送活動

実施担当	関係機関
総務部 まちづくり推進部 市民生活部 産業経済部 建設部 消防本部 教育部	東北運輸局 東北地方整備局 宮城県 陸上自衛隊（第22即応機動連隊） 佐沼警察署 登米警察署 東日本高速道路（株） （株）ミヤコーバス （公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

地震災害対策編 第3章 第8節の「第1 目的」を準用する。

第2 市の活動

市は、輸送を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

第3 緊急輸送活動

1 市内輸送業者への要請

市は、緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、市内バス事業者等の災害時応援協定を締結している市内事業者に応援を要請して実施する。

2 県への要請

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認が取れた場合に限る。

また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県及び関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第4 防災関係機関の活動

地震災害対策編 第3章 第8節の「第4 防災関係機関の活動」を準用する。

第5 陸上交通の確保

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- （1）道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- （2）速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

応急

- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

2 情報の収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と走行抑制

- ① 被災地域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力制限する。
- ② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り制限しない。

イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の機能回復

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両

等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記のイ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察、道路管理者等は、交通規制にあたって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定により、交通誘導の実施を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的に標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うため、人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 交通マネジメント

ア 東北地方整備局は、応急復旧時に渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通マネジメントシステム及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

イ 県は、市町村から要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、各々の業務に支障がない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

4 緊急通行車両であることの確認

地震災害対策編 第3章 第8節 第4の「5 緊急通行車両であることの確認」を準用する。

5 障害物の除去等

地震災害対策編 第3章 第8節 第4の「6 障害物の除去等」を準用する。

6 関係機関、道路管理者間の連携・調整

地震災害対策編 第3章 第8節 第4の「7 関係機関、道路管理者間の連携・調整」を準用する。

7 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害発生時に運転者がとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

① できるだけ道路外の場所に移動しておく。

② やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

③ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

ウ 通行禁止区内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

8 代替公共交通手段の確保

大規模災害により、交通機関に影響が発生した場合は、市民の生活再建や地域社会経済の早期復興を図るため公共交通運行事業者に対して、次の3つの基本方針に基づき「代替公共交通手段」の確保を図る。

- (1) 市民バスを運行する事業所に対し、臨時ダイヤによる運行や鉄道不通区間における代替バスの運行を速やかに要請する。
- (2) 住民バスを運行している各事業者に対し、地域の実情に応じて臨時運行を行うよう要請する。
- (3) 市内タクシー会社に対し、営業活動を速やかに再開するよう要請する。

第16節 ヘリコプターの活動

地震災害対策編 第3章の「第9節 ヘリコプターの活動」を準用する。

[淀みのない応急復旧の体制づくり]

第17節 公共土木施設等の応急対策

地震災害対策編 第3章の「第17節 公共土木施設等の応急対策」を準用する。

第18節 応急仮設住宅等の確保

地震災害対策編 第3章の「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第19節 ボランティア活動

地震災害対策編 第3章の「第16節 ボランティア活動」を準用する。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

地震災害対策編 第3章の「第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第21節 家庭動物の収容対策

地震災害対策編 第3章の「第18節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第22節 防疫・保健衛生活動

地震災害対策編 第3章の「第19節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第23節 遺体等の搜索・収容・埋火葬

地震災害対策編 第3章の「第20節 遺体等の搜索・収容・埋火葬」を準用する。

第24節 社会秩序の維持活動

地震災害対策編 第3章の「第21節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第 25 節 災害廃棄物処理活動

地震災害対策編 第 3 章の「第 22 節 災害廃棄物処理活動」を準用する。

第 26 節 教育活動

地震災害対策編 第 3 章の「第 24 節 教育活動」を準用する。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

実施担当	関係機関
総務部 建設部 上下水道部 産業経済部	東北経済産業局 宮城県 N T T 東日本（株）宮城事業部 東北電力ネットワーク（株）栗原登米電力センター （一社）宮城県 L P ガス協会（登米 L P ガス協議会） 日本水道協会宮城支部 登米市管工事業協同組合 日本郵便（株）（佐沼郵便局）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第 1 目 的

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 1 目的」を準用する。

第 2 水道施設

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 2 水道施設」を準用する。

第 3 下水道施設

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 3 下水道施設」を準用する。

第 4 電力施設

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 4 電力施設」を準用する。

第 5 ガス施設

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 5 ガス施設」を準用する。

この場合において、同項 2（1）中「直ちに緊急資機材の確認と、情報の収集」とあるのは「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と、（3）中「液化石油ガス販売業者についての情報」とあるのは「液化石油ガス販売業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）」と、（4）中「見通し等」とあるのは「見通し等（水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告）」と読み替える。

第 6 電信・電話施設

地震災害対策編 第 3 章 第 27 節の「第 6 電信・電話施設」を準用する。

第 28 節 防災資機材及び労働力の確保

地震災害対策編 第 3 章の「第 25 節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第 29 節 農林水産業の応急対策

地震災害対策編 第 3 章の「第 29 節 農林水産業の応急対策」を準用する。

第 30 節 二次災害・複合災害防止対策

地震災害対策編 第 3 章の「第 30 節 二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

第 31 節 応急公用負担等の実施

地震災害対策編 第 3 章の「第 31 節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第 32 節 災害種別毎応急対策

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 上下水道部 消防本部 消防団	宮城県 東北経済産業局 佐沼警察署 登米警察署 県毒劇物協会 東日本旅客鉄道（株）東北本部 仙台市

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第 1 火災応急対策

地震災害対策編 第 3 章の「第 7 節 消火活動」を準用する。

第 2 林野火災応急対策

1 目的

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ確かな消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住居及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防本部（署）と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

(2) たき火の制限

ア 気象が悪化し、林野火災の発生する恐れがあるときは、入林者等に火を使用しないよう指導する。

イ 市長は、林野火災の発生する恐れがある場合又は林野火災が発生すれば大きな被害を招く恐れがある場合で、特に必要と認めるときは、期間を限って一定の区域内の火気の使用を制限する。

(3) 火災警報の発令等

市長は、気象台等から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に対する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(4) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入林者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、コミュニティFM、テレビ、緊急告知ラジオ、防災メール等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎょ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(1) 火災通報及び通信体制

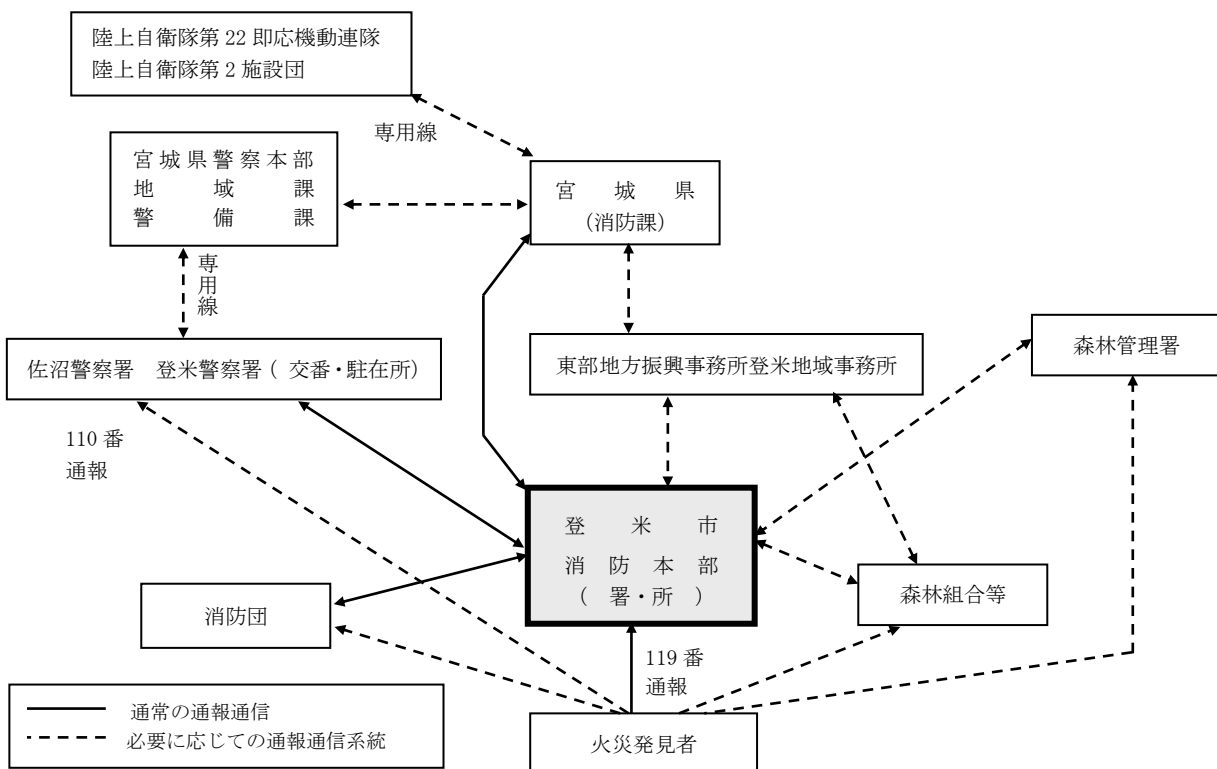
消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を指令する。これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、東部地方振興事務所登米地域事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、緊急告知ラジオ、コミュニティFM、屋外拡声装置、サイレン、広報車等により行う。

市長は、火災の規模等から必要と認めるときは、県消防課に通報する。

(2) 通報通信系統図

□ 通報通信系統図



(3) 消防隊の編成及び出動区分等

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所管下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、

小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

ア 通常出動とは、消防職員及び消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎょ区の隣接等に限って出動するものをいう。

イ 総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(4) 相互応援協定及び広域消防応援による応援要請

火災の規模が市町村の消防体制では防ぎょが困難と認められる場合、市長は、「第3章第11節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合、自衛隊派遣要請については、「第3章第12節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(6) 現地指揮本部の開設

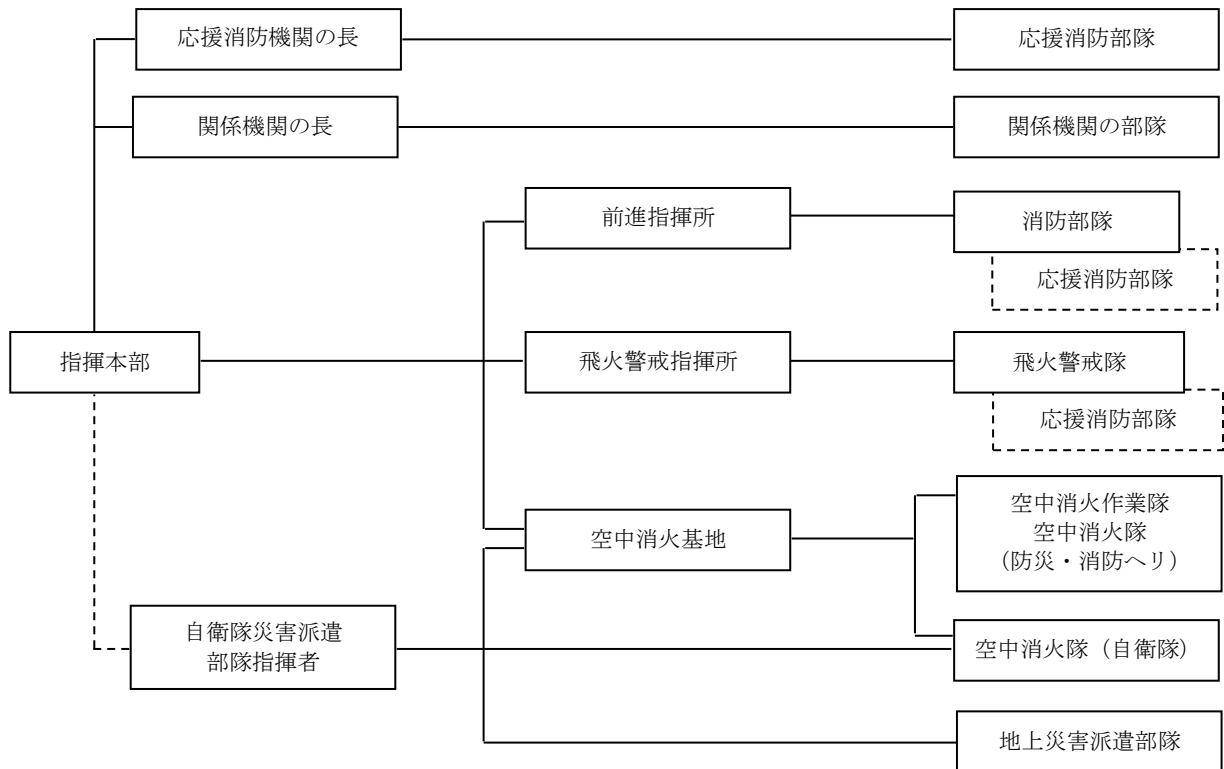
火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

□ 指揮本部の指揮系統図



(7) 消火方法

消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(8) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

(9) 消防活動の実施

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活

応急

動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

(10) 情報の収集

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

4 市の措置

市は、本防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるように万全を期す。

市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

5 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言を行う。

6 事業者の措置

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

7 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

8 消防活動

(1) 住民の安全対策

林野火災多発期において、乾燥、強風等の気象のときには、時機を逸することなく警戒広報隊などを派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに広報車等を使用して、警火心の昂揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期する。

ア 入山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、県防災ヘリコプター・携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大の恐れがあるときは、飛火警報隊などの消防隊（団）は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎよに適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防ぎよにあたる。

ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼する恐れのある場合、住民の生命及び財産を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は、「避難対策」による。

(2) 消火方法

ア 地上消火

① 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せによるもの等、林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

② 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

③ 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

④ 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用する。

イ 空中消火

市長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターの出動要請を行い、それでも防ぎよが困難な場合は、自衛隊の派遣を依頼し、空中消火を実施する。

① 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合

② 火災規模に対して地上の防ぎよ能力が不足し、又は不足すると判断される場合

③ 人命の危機、人家等への延焼危機その他重要な事態を避けるため必要と判断される場合

④ その他必要と認められる場合

ウ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を期する。

① 残火処理にあたる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任を持って処理するものとし、未処理部分がないよう配意する。

② 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

③ 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残り火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。

④ 朽木、空洞木等で樹幹内に火が残っている恐れがあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。

⑤ 残火処理が終了した後も必要な監視警戒隊を残留し、巡視及び応急措置を行う。

(3) 警察機関の活動

市民の生命財産の保護及び消火活動の円滑化を図るため、交通規制、警備、人命救助等必要な措置を実施する等、消防機関と相互に協力し、消火活動の支援を行う。

警察機関は消防機関との相互協力により次の任務を行う。

① 火災発生の連絡通報

② 火災現場における交通の取締り

③ 火災原因調査

④ 消防活動を妨害する行為の取締り

⑤ その他必要と認められる事項

(4) 広報

応急

林野火災が発生した場合の、広報の方法は次のとおりである。

市及び県、県警察本部等は災害応急対策実施に対する理解を求めるため、報道機関を通じ又は広報車等の利用により地域住民等に対して広報を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要 ② 避難の指示及び避難先 ③ 地域住民等への協力要請 ④ その他の必要な事項 |
|---|

その他広報にあたっては、第3章第7節「災害広報活動」に準じる。

第3 危険物等災害応急対策

1 目的

地震災害対策編 第3章 第28節の「第1 目的」を準用する。

2 住民への広報

地震災害対策編 第3章 第28節の「第2 住民への広報」を準用する。

3 危険物施設

地震災害対策編 第3章 第28節の「第3 危険物施設」を準用する。

4 高圧ガス等施設

地震災害対策編 第3章 第28節の「第4 高圧ガス施設」を準用する。

5 火薬類製造施設等

地震災害対策編 第3章 第28節の「第5 火薬類製造施設等」を準用する。

6 毒物劇物貯蔵施設

地震災害対策編 第3章 第28節の「第6 毒物劇物貯蔵施設」を準用する。

第4 鉄道災害応急対策

地震災害対策編 第3章 第26節の「第8 鉄道施設」を準用する。

第5 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

2 事故発生時における応急対策

(1) 市、県及び東北地方整備局の対応

ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

3 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第 33 節 海外からの支援の受入れ

地震災害対策編 第 3 章の「第 32 節 海外からの支援の受入れ」を準用する。